

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和7年3月18日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和7年3月18日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プラティ多治見

多治見市本町1丁目122番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

共栄ライフパートナーズ株式会社

代表取締役 水野 友範

岐阜市神田町7丁目18番地

他4者

3 変更しようとする事項

(1)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	① 9:00～21:00	① 8:00～22:00
	② 6:30～22:30	② 9:00～21:00
		③ 6:30～22:30

4 届出年月日

令和7年3月12日